

建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成21年6月15日(月曜日)
午後1時00分～午後1時50分 現地視察
午後2時00分～午後3時40分 机上審査
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 佐々木 隆 義 委員長 岩本 明 央 副委員長
秋山 哲 朗 委員(議長) 河村 淳 委 員
村上 健 二 委 員 柴崎 修一郎 委 員
西岡 晃 委 員 下井 克己 委 員
馬屋原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した議員
三好 睦 子 議 員
6. 出席した事務局職員
重村 暢 之 局 長 岩崎 敏 行 係 長
佐伯 瑞 絵 係 長
7. 説明のため出席した者の職氏名
村田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長
伊藤 康 文 建設経済部長 斉藤 寛 建設経済部次長
矢田部 繁 範 建設経済部建設課長 川島 茂 建設経済部農林課長
藤井 勝 巳 建設経済部商工労働課長 秋枝 秀 稔 美東総合支所建設経済課長
小嶋 卓 夫 秋芳総合支所建設経済課長 山本 勉 総合観光部長
阿武 知 総合観光部観光総務課長 坂田 文 和 消 防 長
西岡 博 和 消防本部総務課長 柴崎 隆 博 消防本部予防課長
古屋 安 生 農委事務局長 高橋 文 雄 教委文化財保護課長

午後 2 時 0 0 分開会

委員長（佐々木隆義君） どうもお疲れでございます。本日は午後 1 時から本付託議案第 1 3 号及び 1 4 号に関わります現地踏査を大変皆さんお疲れでございました。それではただいまより建設観光委員会を開催いたします。先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案 8 件、請願 1 件につきまして、審査したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。市長さん何か。

市長（村田弘司君） ございません。よろしく申し上げます。

委員長（佐々木隆義君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） ございません。よろしく申し上げます。

委員長（佐々木隆義君） それでは、これより審査を始めます。最初に議案第 6 号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明をお願いします。はい、坂田消防長。

消防長（坂田文和君） それでは、議案第 6 号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の 6 の 1 ページそして、参考資料の 4 ページに新旧対照表があります。お開き願います。議案第 6 号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例、平成 2 0 年美祢市条例第 2 1 6 号の一部を次の通り改正するものとする。平成 2 1 年 6 月 1 0 日提出改正条例案を説明申し上げます前に、改正理由をまずご説明いたします。この建物は平成 6 年度に消防団拠点施設整備事業として、消防防災施設整備費補助金を受けて建設をされたものでございます。消防団機庫と近隣住民が使用する集会所が、建設されている建物でございます。改正理由につきましては、市長の議案説明の通り当施設が消防団機庫を含んでいることから、これまでの指定管理者の管理を消防本部の直接管理とするものでございます。それでは、改正条例案についてご説明申し上げます。新旧対照表でアンダーラインを引いているところが改正部分でございます。まず、3 条を指定管理者の管理から長の管理に改正し、新たに 2 項といたしまして、センターに管理人を置くことが出来ることを加えております。これは、近隣住民が手軽に使用出来るようにするものでございます。4 条、5 条及び 6 条ただし書きの指定管理者に関する規定を削り、6 条中の使用時間を一部変更しまして市内の他の施設の使用時間と統一するものでございます。4 条、5 条を削ることから 6 条、4 条とし

まして、同条の次に5条使用の許可、6条使用許可の制限を新たに加えるものでございます。7条の委任を12条といたしまして、7条使用料、8条使用料の免除、9条使用料の還付、10条使用許可の取り消し、11条損害賠償新たに加えるものでございます。次に附則でございますが、附則第1項の施行期日につきましては、平成21年9月1日から施行するものとしております。附則第2項といたしまして、経過措置を規定しております。附則の次に新たに使用料等の別表を加えるものでございます。以上で改正条例案の説明を終わります。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは、これより議案第6号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の本委員会所管事項について審査いたします。執行部よりご説明をお願いします。はい、坂田消防長。

消防長（坂田文和君） それでは、平成21年度美祢市一般会計補正予算（第2号）消防費の説明をいたします。1-10ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、2の非常備消防費でございます。補正額はありません。先程議案第6号で提案させていただきました、今年9月より秋芳消防センターの管理を指定管理者から市が直接管理することに変更することによる予算の組み換えを行うものでございます。1年間の指定管理委託料は、17万4,000円でございますが管理の満了日8月31日までの委託料差し引いた額10万1,000円を組み換えるものでございます。以上消防費の説明を終わります。

委員長（佐々木隆義君） はい、文化財保護課長。

教委文化財保護課長（高橋文雄君）　続きまして、一般会計の補正予算についてご説明いたします。補正予算書の1 - 10ページでございます。商工費の中の商工費の中の観光費でございます、補正額が100万円となっております。これはですね、県の緊急雇用対策事業の一つであります秋吉台草原景観保全事業における県からの委託事業になっております。これは、この事業は秋吉台国定公園の草原景観保全の為にクヌギ等の立ち木調査等を行うという事業でございます、これにより新規雇用を創出するという事業でございます。この100万円につきましては、賃金といたしまして、軽作業員あるいは監督員の賃金として85万8,000円。それから、需用費として9万2,000円。役務費として5万円を使用するというものでございます。1 - 8ページでございますけども、県支出金の中の委託金という形で商工費委託金という形で100万円を県の方から頂くという形になっております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君）　以上で説明が終わりました。本案に対する質疑はございません

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君）　本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君）　それでは、これより議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君）　全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号美祢市秋芳名水特産品直売所の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部よりご説明をお願いします。はい、阿武観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（阿武 知君）　それでは、議案第8号美祢市秋芳名水特産品直売所の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。参考資料の18ページをお開き下さい。まず、指定管理者の指定を受けようとする団体の概要につきましてご説明を申し上げます。指定管理を受けようとする団体は堅田地区と申します。この所在は美祢市秋芳町別府1945番地でございますが、これは委員長宅の

番地でございます。設立の年月日は不明としておりますが、共有財産であります、共有林の管理保全の事業の一つに定めておりますが、共有林の取得の時期からは特定することが出来ないということで不明とさせていただきました。続きまして代表者名でございますけれども、委員長の末永悟朗氏でございます。この末永悟朗氏は地区の桧皮地区に居住される人でございます。それから、資本金でございますけれども、集落の集合体ということで資本金は存在をいたしません。それから決算期でございますが、地区の規約で定めておりますとおり総会の前日ということになっております。規約につきましては参考資料の20ページ、21ページでございます。規約の第12条に地区の一般会計年度は毎年総会日に始まり翌年総会の前日に終わると示しております。続きまして、収入の金額でございます。直近ということで、平成20年度の数字をお示しをしております。地区の運営費であります。これが、52万2,083円、特産品直売所の収入額が224万5,206円、ならびにこの直売所に隣接しておりますところに設置してあります名水の販売金額が170万251円の合計金額446万7,540円でございます。先ほどの決算期で地区の会計年度につきましては、総会の前日ということでございますけれども、特産品の直売所と名水の販売の金額につきましては、指定管理の報告の関係もございまして、会計年度でしめた数字を示しております。それと、8番の構成員でございますが、4地区の集合体ということでございますが、水上地区が25名、前水上地区が34名、流田地区が30名、桧皮地区が25名の計114名でございます。9番の主要取引先金融機関でございますが、山口美祢農業協同組合でございます。それから、事業の内容でございますけれども、この事業の内容につきましては、規約の第3条に、この地区は第1条の目的を達成するために次の事業を行うということで、4つの事業を示しております。1つとして共有財産の管理保全のための事業、2つ目として産業振興対策事業、3番目として福利厚生事業、4番目としてその他目的達成のために必要な事業の4事業でございます。11番の運営方針でございますが、規約第1条に定めます地区の目的であります共有財産の管理保全及び地区振興に関する諸般の調査を行い、互いに協力しその推進を図ることが運営の方針とされております。12番の沿革でございますけれども、組織の沿革は弁天池流域に位置をします水上、前水上、流田、桧皮の4集落で堅田部落というものを組織としていたしましたが、平成21年2月の総会におきまして、名称を堅田地区に変更をし、現在に至っ

ております。13番の組織でございますけれども、参考資料の19ページにお示しをしておりますが、役員につきましては、規約第6条に規定されております、委員長1名、副委員長1名、地区委員8名、監査委員2名、庶務1名となりますが、監査委員及び庶務は地区委員の互選ということでございます。任期は2年とし、再任は妨げないとしております。したがって、この組織図には示しておりませんが、地区委員の下と言ったら変ですが、ここに先ほど申しました4地区の団体と言いますか、地区が存在するということになります。それから、14番の主な事業実績であります、3点を申し上げます。まず、1つとして地区の共有林であります共有財産の管理保全に関することでございます。2つ目として指定管理者の指定を受けている秋芳名水特産品直売所の管理運営に関することであります。3つ目として、同じく指定管理の指定を受けている秋芳名水ふれあい広場の管理運営に関することであります。15番としてその他、その団体の特筆すべき事項といたしまして、毎年9月第1土曜、日曜に祭供をされております別府厳島神社、俗に弁天祭りとしておりますが、この祭事の中心的役割を果たすと共に山口県指定民俗文化財であります、別府念仏踊りならびに別府岩戸神楽舞の保存会の構成員として指導にあたっております。16番目の団体の規約につきましては、参考資料の20ページ、21ページでございます。それと、もう1点でございますが、指定管理者の選定にあたりまして、公募としない理由を申し上げます。対象の施設でございますが、秋芳名水特産品直売所でございます。公募としない理由として、当施設の原点は、地域の活性化を目的として有志が集まり簡易テントでの特産品の販売でスタートをしたものでございます。これが発展的となり堅田をよくする会が発足し、その後地元の強い要望を受けまして旧秋芳町で平成2年度に地産地消地域農業の活性化、地域及び集落のコミュニティ調整を目的に秋芳名水特産品直売所が設置をされたものでございます。設置の管理運営につきましては、平成3年6月より堅田地区が旧秋芳町から業務の委託を受け行ってまいりましたが、平成18年9月1日から平成21年8月31日までの3年間は指定管理者として管理運営をされております。近年、過疎化高齢化が進む中で農家非農家の混住化が進みまして集落機能が低下することが懸念をされておりますけれども、地域全体間の情勢コミュニティ機能の向上を図る上からも重要な施設となっております。以上のように合併前からの旧市町における当該施設の設置経緯等に固有の事情があるため、美祢市公の施設の指

定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の性格に該当すると共に本市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することが出来るに、この地区が該当するものと考えられます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） この規約でちょっと思うんじゃが、資本金はなしと書いちゃうんじゃが、相当の権利金を納入しなければならないってゆうことがあるが、この権利金というものはどの程度の金額を納入せんにゃあならん、堅田地区の規約をちょっと聞いてみたい。それと、収入で400何万ってゆう金額が上がってよる、8号9号議案で、その主な直売所の収入じゃろうと思うんじゃが、直売所で大体どういふものを主に出品を地元が出品しちよるんじゃろうと思うが、その内容は分かればちょっと、以上2点。

委員長（佐々木隆義君） はい、阿武観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（阿武 知君） 河村委員さんのご質問にお答えいたします。まず、最初の権利金といいますが、この資金の金額につきましては、確認をいたしておりませんが、最近ではそういう事例がないというふうに確認しております。それと、もう1点のご質問でございますが、この特産品直売所の地元特産品の品物はどうかということでございますけれども、時期によりましては、梨とか地元で取れますはちみつ、それからりんご、JAの味噌、八代山菜加工所のわさび漬けなどがございます。それから、地域の農産物といたしましては、野菜等のそのまま出荷するのではなく、付加価値を付けました一次加工品と申しますか、梅干とかきゃらぶきとか、かきもちのような物が出品販売をされております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） その辺は分かったですが、問題は今の事例がないってゆうことを言われたが、この辺の規約ってゆうのは、納入しなければならないってゆうことがきちんと書いちゃうんじゃが、せんでもええってゆうこと。

委員長（佐々木隆義君） はい、阿武観光総務課長。（発言する者あり）

総合観光部観光総務課長（阿武 知君） 最近、事例がないというふうにそのよう

に聞いておりますとご説明を申し上げましたけれども、この地区への参画者が最近はないという、そういうことでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） いいですか、はい。

委員（村上健二君） そういう財産があるものが権利を持つということ、例えば私がその堅田地区に移ったらこの権利は金を払わんにやいけんわけ、共有財産を貰えるわけ、共有財産があるから既得権が出るんじやろ、山とか何か持ちちよる共有の財産ちゅうのは、（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、阿武観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（阿武 知君） ただいま、市民課の方でこの別府地区の行政区の戸数なりを把握をいたしておりますが、その地区の方全員が参画をしてらっしゃるわけではございません。ということは、先程のほうから出ておりますように共有林というものがあるということで、住所の上は例えば檜皮地区に住んでおりますけれども、共有林等の資格といたしますか、権利がないということになってくるものと思われま。この規約の中へ納入の規定が定めてあるというのは、場合によったらどうしても入りたいということがあった場合の救済といたしますか、法的な制度で定めてあるのではないかと思いますけれども、詳細につきましてはその辺のところは委員長の方へ確認をさせていただきまして、よろしければ後日ご回答をするということで。（発言する者あり）そういうことでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、ただいま課長が言いましたもう少し実態を調べて私の方へ知らせて下さい。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） それでは担当課長よろしく申し上げます。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） これより、議案第8号美祢市秋芳名水特産品直売所の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可

決されました。

次に議案第9号美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めますが、これは8号と兼ね合いがありますので特に付け加えること等でお願ひします。はい、阿武観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（阿武 知君） この、指定管理者の指定を受けようとする団体につきましては、議案第8号で申請をしております堅田地区が同じく申請をしているわけですので、この団体といひますか、地区の概要につきましては省略をさせていただきます。指定管理者の選定につきまして公募をしない理由につきましてご説明をいたします。この秋芳名水ふれあい広場は、昭和60年に日本名水100選に選ばれております弁天池及び美祢市養鱒場の側並びに秋芳名水特産品直売所と隣接をしております、名水や釣堀などで年間4万1,000人の観光客に利用をされております。施設の管理運営は平成3年6月より堅田地区が旧秋芳町から業務の委託を受け行って来ましたが、平成18年9月1日から平成21年8月31日までの3年間は指定管理者として管理運営されております。近年過疎化高齢化が進む中で集落機能の低下が懸念されておりますが、地域の連帯感の醸成勢並びにコミュニティ機能の強化を図る上からも重要な施設となっております。このように合併前からの旧市町における当該施設の設置経緯等に固有の事情があるために、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の性格に該当すると共に本市が出資している法人または、公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することが出来るにこの地区が該当するものと考えられます。なお、このふれあい広場につきましては、議案第8号でご説明いたしました、秋芳名水ふれあい広場と一体利用をされているものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは、これより議案第9号美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号字の区域変更についてを審査をいたします。執行部より説明をお願いいたします。はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 議案第11号についてご説明申し上げます。議案第11号は字界の変更ということでございます。東厚保町岩ヶ河内地区で実施されております県営中山間地域総合整備事業美祢地区のその中の岩ヶ河内地区のほ場整備事業におけます工事が完了いたしました。今年度は換地処分という年になるわけでございます。なお、換地にあたりましては新しい区画によります道路あるいは水路を新たな字界ということになりますので、旧字界の一部が変更をしなければいけないという必要に生じたわけでございます。地方自治法第260条第1項の規定に基づいて市議会の議決を求めるものでございます。なお、詳細につきましては本日お手元にお配りしております3枚つづりの説明資料が岩ヶ河内というのがあるかと思えます。このページの2枚目をおめくりいただいたらと思えます。新しいところに2箇所、右、左に図面があるかと思えますがこの黄色い部分が今回字界が移動するものでございます。なお、新しい字界が赤い黒丸のだんごのような線がありますが、赤いラインが新しい字界ということでございます。その黄色の反対側が旧字界ということになります。これにつきまして、左側の字風呂ヶ迫の一部、隣の岩ヶ河内に編入されるということでございます。また、右側の森本の一部黄色の部分ですが、これが図面左の嵩に編入しようというものでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは、これより議案第11号字の区域変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号字の区域変更についてを審査をいたします。執行部より説明をお願いいたします。はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） それでは、議案第12号字の区域変更について、議案書の12-1ページと机上に配付いたしましたこの美東町全図というのと、その次の美東町町史資料を参考資料として添付しております。お開き下さい。提案をいたしました土地は美東町長者ヶ峰より長者ヶ森、秋芳町旧町境までの土地でございます。平成19年に地籍調査事業における一筆地調査を実施したところ、調査の過程でドリーネ、これは耕地番ですけど、これは大字大田でありながらドリーネ以外の土地は、周辺山地番の土地なんですけど、大字長登と登記されていることが判明いたしました。土地の所有者の方々より疑念を持たれたために旧美東町史により確認したところ土地は旧大田村の行政区域内であり、また土地の所有者の意向として今後の管理上当地は、大字大田であることを強く要望されておられます。つきましては、土地の所有者の意向等を勘案し、地籍調査事業において大字の変更をするものでございます。美東町の5万分の1をつけておりますこの地図の赤の濃い部分が今回大字の変更を要望するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 本案に対するご意見はございませんか。はい。

委員（河村 淳君） この図面でようちょっと説明がよう分からんじやったが、長登地区のが大田地区の方へ入っちゃったって聞いたようだったが、長登が大田の方に、それをなぜ長登の方へ大田やったか、その区域を変更をするという意味じゃったと解釈しちよるんじやが、それでええかいの。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） 今、お示しいたしました図面の中の赤の周りの土地は大字大田で、それが現在は山地番が長登となっております。今回大田に

変えるものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（佐々木隆義君） それでは、これより、議案第12号字の区域変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号市道路線の認定についてを審査をいたします。執行部より説明をお願いいたします。はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） それでは、議案第13号市道路線の認定についてでございます。先程、現地調査をしていただきましたところでございます。まず1といたしまして、渋倉伊佐線、起点を美祢市伊佐町伊佐、現地調査ではその地点の一番最後を見ていただいたところなんですけど、下村分線から終点が美祢市伊佐町伊佐字下田の国道316までの区間でございます。続きまして、2番目といたしまして、下村東線、一番初めにみていただいたところから少し東側に行ったところの渋倉伊佐線1の分のところの認定をお願いしたところのところから既存の市道、小林下村線の間を延長41mを提案するものでございます。3番目といたしまして、途中車中から見ていただきました県の合同庁舎から厚狭川に寄ったところなんですけど、沖田1号線、河川側の右岸側から見ていただきましたけど、そのところから今さっき言いました渋倉伊佐線、今整備をしております。そこまでの間87mを今回、認定をお願いするものでございます。続きまして、4番目といたしまして、三ツ杉中央線これは現地視察の一番最後見ていただいた豊田前の美祢矯正施設の東側に東畑線がありますけれども、そこを終点といたしまして、これから東側に三ツ杉中央線、既存の市道があるんですけど、そこまでの交差点まで289mを今回認定を予定しているところでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今日の現場説明で受けたから大体分かるんじやが、県の代行

でやられるところがあったような気がする、これは大体代行で美東町もやっちょるんじゃが、代行というものは大体測量設計は全部市町が一応やるそが原則じゃが、この度の市の割合がなんぼか80と20と言ったか、部長がなんか言うちゃったが、その辺が県がかかるうてくれるとかいうことであつたが、それはどういう経緯でそういうふうになったのか。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 現地でも説明させていただきましたが、渋谷伊佐線につきましては、316から渋谷までを全部を土地を要望しております。その内5箇年計画ぐらいが一応前提ということで、今回見ていきました幸嶺園のどこまでの1,033mまでが第1の代行区間となっております。副議長が言われるように代行の考えとしましては、工事だけをするというのが前提でございます。しかしながら、この下村地区というのが美祢市でも都市計画区域で用途地域がございます。よって土地用地買収等に過大な費用がかかるということで、その辺を事前において協議しましたところ代行の主旨としまして、総事業費の2割相当を市町村が負担し、残りを大半は工事だろうということで負担するというのがございます。その辺で協議を重ねた結果、用地の一部を面倒見ていただけるということで、協議を進めてまいりまして、現在に至っているところでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 了解。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） これより、議案第13号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号市道路線の廃止についてを審査をいたします。執行部より説

明をお願いいたします。はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） それでは、議案第14号市道路線の廃止についてご説明を申し上げます。先程の視察の一番最初に行ってもらったところで車から降りてもらったところなんですけど、その路線を国行下村線と申しましてそこから都市計画道路の渋倉伊佐線、当初ルートを計画線上に入れておりましたところが、現在のところからもっと南に小林下村線に現道があるんですけど、その近くに計画しておりました。その間の間を今回渋倉伊佐線を新しく認定するということで、その間の間を廃止するものでございます。延長が157mを廃止するものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは、これより議案第14号市道路線の廃止についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。ここで3時まで暫時休憩をします。今、議員さんは机上に今から審査をいたします農地法の改正、政府の一部改正案を配付させていただきました。これを目を通していただいて、後程紹介議員さんをお呼びしますので、参考としていただきたいと思います。それでは、暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

.....

午後3時00分再開

委員長（佐々木隆義君） それでは休憩前に続き会議を始めます。請願受理番号第1号農地法の「改正」に反対する請願を審査いたします。

本件につきましては三好紹介議員にはご多忙のところを本委員会にご出席いただきありがとうございました。本趣旨説明等につきましては本会議でなされておしま

すのでできるだけ重複しないように要点について補足説明がありましたらお願いいたします。どうぞ。はい、三好議員。

紹介議員（三好睦子君） 導入後はどうなったかということをお願いなのですが、皆さんの質問の中から答えてもいいのですがどうでしょうか。

委員長（佐々木隆義君） 補足説明ですから。質問があるかないかわかりませんから。補足説明を受けたのち委員さんからお尋ねがあるかもわかりません。はい、三好議員。

紹介議員（三好睦子君） 導入後どうなるかということをお願いしたいと思います。それとこの前の質疑があった中でちゃんとしゃべれてなかったのと、DVDを見て思ったんですけど、まず導入された場合どうなるかということなんですが、農地は耕作者のものっていう原則が取り払われるのですが、そうなった場合、これが導入された場合には今ある小さな農家もつぶれてしまうし、農業法人になってやっておられるかたも、企業として株式会社で農業をしておられるかたにも大きな打撃になるということです。それはなぜかというと資本力で集落の担い手とかと競合するために資本力が違ってきましてどうしても負けてしまうということで、そういう状況がおこることが考えられます。すでに事例も出ています。そのようになるということがあります。導入された場合企業が農業に入ってこられたときに、今の農政では経営がやれなくなると。そういった場合には撤退をしまして、逃げてそのままになって農地が荒廃してくるのです。それと重複して申し訳ないんですけど、山間地の農地が売れた場合に農業をする名目でありながら、農業経営を装っておりながら産廃場になってしまうということも考えられます。そういったことが重ねてお願いなのです。その後質問があれば答えます。

委員長（佐々木隆義君） 三好紹介議員の補足説明が終わりました。委員さんのほうからご質問等がございましたら。ありませんか。（発言する者あり）はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 三好議員、要点を。こういうことやからこの農地法の改正をせんにゃあならんと。と言うきちとした改正に反対する理由いね、問題は。なぜこの農地法がこういうことになるから反対ですという、その辺を架空に、そねえなるじゃろうてら、そねえなことになったらいけんてら、そねえなことじゃだめなんじゃ。ちゃんとどういうものでこの改正には反対とはっきり言うてもらわんにゃ。

かえって逆に荒廃地なんかこういうものが入ったほうが、今でも現在荒廃地がある
そが、つくってやろうっていうそが来たほうがかえって荒廃がせんようになる。

委員長（佐々木隆義君） はい、三好議員。

紹介議員（三好睦子君） 参入したほうが荒廃地がなくなると言われますがそういう
ことは考えられません。なぜかと言いますと、耕作放置の広がり強調してよく
ある農家に農地の利用を広げれば解消できるように言われておりますが、耕作放棄
が広がる最大の理由は輸入自由化や価格の崩落の野放し減反の押しつけなどで農家
の経営が成り立たなくなっています。この農地法を変えたからといって農業がよくなる
というわけではありません。その農地法をなぜ変えようという方向になっている
かといえば、小さな農業をつぶして農業を大企業の手の中に入れて参入してしま
おうと。そして地域の農業もこれで崩壊してしまいます。だんだん農家の方が農家
を手放して農家の人は大企業が農業に入った場合そこで働くようになりますし、自
分かたの土地がありながらそれを貸すことになるんですけど、その貸す年も50年
契約があるんですね。そうなれば当然その間に利用ではなくて所有されてしまうよ
うになってくるんです。そういう方向に道も開けてくるんです。農地の荒廃を止め
るための改正ではないということがはっきりしております。

委員長（佐々木隆義君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今言うてことはあなたの考えじゃろうが、意見というものは
いろいろあるからね、考え方があろうが、要はこまいことで話するとうちの近所
でも農地をつくっておらんものは買えんのいね。農業をできんのいね。農地がない
ものは。現在は。それがなくなつて土地を売りたいという人もおって、荒れて荒
廃になって機械も何にもない、誰がつくってくれてはなかるうかちゅうが、つく
ってくれちゃならないようになつちよる。そうしたらよそのものが、山口か防府の人らが
こっちに入ってきてつくろうと買おうと思っても買えんのいね現在は。それなら荒
廃地がなんぼでも広がる。うちのところでも一人か二人が入って家まで建ててその
土地が休耕地になつちよるのを借って今つくりよって。そうするとその借り賃とか
出さんといけん。それよりは自分のものにしてそれこそ土地を山の堆肥とか草とか
入れて立派な土地をつくって野菜園芸とか米もつくろうというような人も今団塊社
会で定年を迎えた人なんかでもこっちに帰ってつくりたいという人がおってんよ、
逆に。今の農地法でいくとつくりられん。逆に私が言うのは荒廃地が助かってくと

いうふうに私は逆に思うちよる。今のあなたの大きな企業がきて皆買い占めてどう
と農業やるから小さい農家はつぶれてしまうというのはあなたの考えであつ
て、そういうことは皆を助けるとか、どっちがよいよ少ない人の年寄りが一人しか
おってないような土地もちょっとたけど田の作り手がないから作ってやろうと、そ
のほうを助けてやるほうがええんじゃないかな。以上。

委員長（佐々木隆義君） はい、三好議員。

紹介議員（三好睦子君） その点ですけど農業したい人は非農家のかたでもできま
す。そして買おうと思えば5反以上の方は買えます。会社じゃなくて現在も5反以
上のかたは買えるんです。非農家の方でも。ちゃんと調べました。買えます。いつ
から買えたかそれはわかりませんが、後程また調べてお返事いたしますが今現在
にちょっと農業をしたいという方は借りてできますし、ほんとにやろうと思えば5
反以上の方は買えます。そして土木建築業者の方は株式会社をつくって農業をでき
ることができます。そういったふうに規制がかなり緩和されてる中にまだそれを変
えようというそこに問題が何かということをちゃんと見る必要があると思います。

委員長（佐々木隆義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではご意見もないようですので、三好紹介議員さん
は後ろの傍聴席にいらっしゃれば結構でございます。お疲れでございました。

それでは本案について他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより請願受理番号第1号農地法「改正」に
反対する請願を採決いたします。

本案について原案のとおり採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（佐々木隆義君） 挙手なしであります。よって本案は不採択されました。

以上で本委員会に付託されました議案8件、請願1件につきまして審査を終了い
たしました。

それでは、その他、委員の皆さんから何かございましたら。いいですか。それで

は山本総合観光部長さんには先般、今机上に配付されていると思うんですが秋芳洞観光施設の利用状況等について若干のご説明があればお願いしたいし、また先の新型インフルエンザ及び秋吉台プラザホテルにおける一酸化炭素死亡事故等における風評被害等々があるようであれば、その状況が把握がしてあれば一つご報告をお願いしたいと思います。はい、山本部長

総合観光部長（山本 勉君） それでは委員長さんのほうから観光施設の利用状況ということで20年度なり現在までの入洞者数、こういう部分の報告をお願いしたいという依頼を受けましたので、今お手元に資料を配っておりますのでこれに基づいて阿武総務課長のほうから説明をしたいと思います。それと先般のガス事故、これについても総務課長のほうから答弁をさせたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） はい、阿武観光総務課長

総合観光部総務課長（阿武 知君） まず平成20年度の施設の利用状況並びに21年度の4月・5月分2箇月間におきます施設の利用者数につきましてはお手元に資料として配付をさせていただきました。20年度につきましては概ねどの施設につきましても若干の減数になっておりますけれども、21年度につきましては高速道路のETC効果等によりまして土曜・日曜につきましては昨年度と比較いたしまして相当数多くなってきております。美祢警察署の交通課長さんのお話によりまして、土曜・日曜・祝祭日につきましては美祢インターの利用者につきましては昨年比1.4倍の増ということで聞いております。それでは簡単に21年度のそれぞれの施設の利用につきまして説明を申し上げます。1ページ目秋芳洞の入洞状況につきまして示しております。4月・5月におきまして昨年度より1万6,326人の増となっております。これは先程から申しますように、土曜・日曜が多かったというのと、連休ゴールデンウィークの期間中に1万人程度の増ということでございまして、この2箇月間で1万6,326人ということです。それと本年は秋芳洞開洞100周年記念ということで相当のイベントが企画をされております。それから7月25日から8月1日までの間、光響ファンタジーということで石井幹子さんのイベントも企画されておりますことから今年度につきましては相当の集客が見込まれるところでございます。2ページ目が景清洞をお示しをしております。景清洞につきましても19年度、20年度比較しますと300人弱の増となっておりますが、

これは一般洞の観光路とは別に探検コースというものが設置してございます。この利用につきましてはお一人300円ということでございますけれどもこの探検コースの利用が増えたということで前年比250人程度の増という結果を見ております。この景清洞につきましても21年度2箇月間で昨年比が少し下がっておりますけれども、連休の間につきましては少し多ございましたけれども若干の減数になっております。それと大正洞でございますが、20年度につきましては前年比300人程度の減ということでございますが、今年度につきましては4月・5月の2箇月で645人の増ということになっております。この両施設につきましても連休なり土曜・日曜のETC効果、それから隣接しますサファリランドで連休前にキッズサファリというコーナーを設置いたしました。そういう関係もありましてサファリランドにつきましてもゴールデンウィーク中は1万人の増であったということで、大正洞方面につきましても連休中からの増ということで昨年比より多くなってきております。4ページ目でございますけど、トロン温泉の利用状況でございます。これも4月・5月で利用者が若干の増ということになっておりますけど、この施設につきましてもETC効果並びにサファリランドと隣接するというので施設の利用が増になっている状況でございます。失礼いたしました。トロン温泉につきましては少しの減数になっております。オートキャンプ場につきましては21年度分、5月分が記載をされておられません。申し訳ございませんけれども21年度の4月につきましては昨年度比50数人の減数ということになっております。最後のページでございますけど、A3で示しておりますのは観光関連施設入洞者数の推移ということで昨年度20年度までの利用者の状況を一覧にしたものでございます。それと春先より関西方面を中心に蔓延をいたしました新型インフルエンザの影響ということでございますが、幸いに秋芳洞方面等の修学旅行の時期でございましたが取りやめという案件はございません。時期をずらして再度訪れたいということで、時期の変更という状況がございました。それから6月2日夕刻に発生いたしました山口秋芳プラザC0中毒事故に関係をします風評被害等の状況ということでございますが、風評の被害は特段状況は入っておりません。それから秋芳ロイヤルホテルさんのほうへも確認をいたしましたけど事故後のキャンセルはないということです。それと小学生の修学旅行につきましてはこれまで秋芳プラザホテルなりロイヤルホテルそれからユースホテル等へ宿泊をした小学生につきましては早朝より秋吉台科学博物館

で化石採集をして修学旅行を実施をするという流れになっておりますけれども、今年につきましては6月5日に大阪府の奥坂小学校総員96名ということでございますが、この小学校がキャンセルということで1校程入っております。これにつきましては6月4日の夜がプラザホテルの宿泊予定であったということで長門市のホテルへ変更をし秋芳洞、秋吉台方面への修学は行程を一切変更したという状況です。それから事故後の問い合わせでございますけど総合観光部のほうへ問い合わせは約30件程ございました。これにつきましては秋吉台は安全かという問い合わせでございましたけれども内容につきましては秋吉台からガスが出るのかという質問もございました。施設の安全なり、秋芳洞、秋吉台、大正洞、景清洞、サファリランドの方面につきましては施設は安全だということをご案内を申し上げた次第でございます。それから事故後でございますけれども総合観光部ではリフレッシュパークのほうで宿泊施設を持っております。従いまして早々にボイラー等の点検を指示いたしましたし、過ぐる6月8日午後であったと思っておりますけど、消防署のほうからのボイラーの点検もされた状況でございます。状況につきましては異常なしということで回答を得ております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） どうもありがとうございました。はい、山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） ちょっと利用状況について補足をさせていただきたいと思っております。21年度秋吉台オートキャンプ場の利用状況ですが、今秋吉台のオートキャンプ場はキャンプサイトが全部で62サイトあります。テントサイトの1,000円からAサイトと言いまして5,000円のサイトまであるんですが、5,000円のサイトは流しと電気設備、釜等がついています。一番右にケビンというのがあります。宿泊12,000円というのがありますが、これはおとどし県の自然公園補助事業ということで県の全額費用でケビンを4棟建ててもらっております。まだ4月頃はキャンプのシーズンじゃないということもありましてこのケビンの宿泊が非常に人気があります。その中でファミリーなりが自分なりに炊事をしてゆっくり過ごすということです。そういうこともありまして4月は入場者数は減っておりますが、売上は若干ですが5万円程度ですが伸びておるとい状況があります。補足ということで説明にかえさせていただきます。

委員長（佐々木隆義君） はい、市長さん。

市長（村田弘司君） 本日午前中の教育福祉委員会が終了しました直後に先程来話

が出ております秋芳プラザホテルの安方社長、それから竹重総務部長、それとこの秋芳プラザホテルの親会社の新星社というのがあるんですが、この鳥羽代表取締役が正式に私のところにお詫びのご挨拶ということでお見えになりました。報道等でご承知でしょうけれども秋芳プラザホテルにつきましては営業を止められるということで閉館ということなわけですけど、私ども美祢市からすると今の、先程から話が出ておるように、修学旅行生等の受け入れにつきましてはやはり宿泊施設がきちんとしたものがないと困りますし、またあそこが廃屋になって秋吉台に上がるちょうど肝心なところですから、秋芳ロイヤルさんが頑張っておられますけれども、その斜め前が廃屋になっていくというのは非常に景観的にも困りますんで、できれば安全な改修等していただいてどこか引き受けていただけたところがあればそういうふうなたぐいの施設としてやっていただくか、また更地にされるにしても何らかの形でそういうふうな形で残していただけた形ができないだろうかということで努力をしていただくように先方のほうに強く要望いたしました。以上のとおりでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、副委員長。

副委員長（岩本明央君） 消防関係の方がいらっしゃいますんで、お尋ねいたします。新聞報道によりますと8名の方が入院を、ガスの関係でですね。私どもの集落の近所にも入院をした方がいらっしゃるんですが、大変迅速な行動でよかったということで私も大変評価はしておるんですが、ただ通報と消防関係で受けられたかたとの情報の関係が不徹底でああいうふうななったと思うんですが、先般の本会議でもいろんな探知器なんかのことがあったんですが、その辺の、極端に言うたら殉職でなくてえかったのというふうな方もおられます。その辺のこと一番大事、いくら迅速にやってもらっても巻き添えくうちゃやれませんがその辺の対応は今後どのように具体的に、この委員会であればお聞かせ願いたいと思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、坂田消防長。

消防長（坂田文和君） この度の秋芳プラザホテルの事故におきまして私ども職員8人が一時入院するという事態になりました。市民の皆様にご心配をおかけしましたけれども今みんな元気に勤務をしております。この事故によりまして亡くなったかたがおられますので、ここで私どもの職員の奉るといいますかそういったことはするべきではないと思っております。そういった中で説明が、一から説明するこ

とはなかなか難しいんですけれども、一つ言わせていただければ私も現場に行きましたけど気を失った者がまた気を戻ってまた助けに行っておったり、また後続の救助隊が着いてもまだ中に入ろうとした職員がいたということだけは皆さんにお知らせをしたいと思っております。今後の対策でございますけど先日の本会議で言いましたように一酸化炭素というのは無色・無臭でございますのでこれはこういった状況下というのはなかなか把握できない。またこの度3階のホテルの客室であったということ、また通報時に通報者がまずそういったこと全く意識がなかったわけですから、通報内容でそれをつかむことができなかつた。ですからこれを防ぐには、状況によりまして、そういった環境の中の通報であれば何らかの情報を得ることができますけれどもこの度はそういった情報は全くつかめなかつた。これを先日の本会議で言いましたように全国の消防職員の問題と思っております。これを防ぐにはどうしたらいいかと言われれば、もう感知器をつけるしかないんですけれどもいろんな事故が想定されるわけですから一酸化炭素だけではなく硫化水素、危険物あります、酸欠ということもあります。ですからそれを一つつけたから万全ということではないということでもなかなか難しい対応になるかと思っております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） 我々外から聞いたあれだから真実かどうかわからないんですけど、最初秋芳町の消防隊員が4人行かれたと、最初はですね。3人の方が倒れられたと。それで後からまた行かれた人が倒れられたというふうに聞いておるわけですね。最初そういうふうな状況があった、そういう状況がおきたというそういう連絡というのはそのところがどうなったかですね、そういう点、やっぱり普段からの危険予知訓練というものくどいほどやっておかないとこういうことは絶対おこると思うんですよ。一昨日ですか大分の製鉄所で3人ほど亡くなられたですね。これは酸欠だったけど最初に入る前に検査したら酸素はあるということで3人のかたが入って中で倒れられて亡くなられたということですから、そういうようなことでもそういう事故がおこるわけですからテストというか検査して入って、機械が悪かったのか調べ方が悪かったのかわからないけど、そういうことテレビで言っていたけど、そういうこと考えると3人の人が行って倒れられてまた後から行った人が倒れられた。ほんとの前本会議場で消防長が言われたように自分の身を顧みずや

られたということはほんとにありがたいとことで、それがまたそういうことやることによって、カメラマンの方、亡くなられたですいね、そのかたに続いて消防署員が亡くなられたとなるとそれこそ不幸の上にまた不幸積むわけですからそういう点で絶対こういうことがないような、換気扇とかつけるとかそんな問題も大事かも知れないけどやっぱりいろんな事故があるわけだから平素から危険予知訓練というかこれだけはしょっちゅう徹底してやってもらわんと二度とこういうことがないようにしてもらわないと、不幸がおこらないようにしないとそれだけはひとつお願いします。ほんとに消防隊員の身を冒してやられたということだけは我々もほんとにありがたいと思ってますけど不幸をおこさないためにもそういう点はちゃんと徹底してもらいたいと思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、坂田消防長。

消防長（坂田文和君） 先程言いましたように私どもが活動隊の一部始終をお話すると亡くなった方がいらっしゃいますので讃えることはできませんけれども、先程言われましたように最初は3人行ったとかいろいろあるんですけども次の隊は相当警戒をして入っております。中が危険であるということはわかって最初は隊長一人で入ってるんです。それでも助けたいというその一心でございます。以上です。

委員長（佐々木隆義君） はい、その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 委員さんでその他の何か。いいです。それではないようですので私のほうから、先にお知らせしておきましたが土木事務所との協議会についてご報告をいたします。

土木事務所との協議会は開催日を7月14日火曜日と決めましたのでよろしくお願いをします。なお要望事項につきましては26日の最終日までに議会事務局へご提出をお願いをします。なお要望事項の取り纏めにつきましては委員長であります私に一任をお願いするということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではそのように取り計らいをさせていただきます。

それでは以上で本委員会を閉会といたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午後3時40分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年6月15日

建設観光委員長

佐々木隆義